「平成三十一年国土交通省告示第九十八号」の業務報酬基準に基づいて業務報酬を請求する場合の設計及び工事監理に関する標準業務範囲の変更について

下記1項の業務について、平成27年2月23日版「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類」(以下「本契約書類」という)に添付の「参考資料 オプション業務サンプル一覧表」ではオプション業務扱いとなっておりますが、「平成三十一年国土交通省告示第九十八号」(以下「告示第98号」という)においては、設計及び工事監理に関する標準業務内容に含まれる業務となりました。

よって、本契約書類を使用して、告示第 98 号の業務報酬基準に基づいた業務報酬を請求 する場合は、下記 1 項の業務は下記 2 項のオプション業務扱いではなく、基本業務扱いと なりましたので、重複して業務報酬を請求されないよう、ご留意ください。

記

1. 告示第 98 号の業務報酬基準において設計及び工事監理に関する標準業務内容に含まれる業務

「建築物省エネ法」に関して、2,000 ㎡以上の非住宅建築物の省エネルギー基準への適合 及び 300 ㎡以上の建築物の省エネルギー性能の確認(届出)に係る設計検討、設計図 書等の作成(省エネ計算、省エネルギー適合性判定を含む)の業務

- 2. 「参考資料 オプション業務サンプルー覧表」に記載のオプション業務
 - 1) 一般 2B02
 - ・エネルギーの使用の合理化に関する法律第73条第1項に規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための判断に係る業務

2) 3B02

・エネルギーの使用の合理化に関する法律第73条第1項に規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための判断に係る業務

以上

令和元年(2019年)6月3日 四会連合協定建築設計·監理等業務委託契約約款調査研究会